

これまでのホームレス対策の評価と課題

〔都区共同事業〕

1 地域生活移行支援事業（東京ホームレス白書Ⅱ）

公園等で起居しているホームレスを、月 3 千円の家賃でアパート生活に移行し、生活や就労の支援を行った。19 年度末までの利用者は 2000 人弱である。

〔入居後の状況〕

- 平均年齢 56 歳 60 歳以上は 35%
- 就労している人は 60% 13 万円以上の収入のある人は 14%
- 住民登録した人は 58%、国保加入者は 29%、年金受給者は 6%
- 生保適用は 29%(ただし、2 年後の状況は約半数は生保適用)

〔成果〕

- 1 本人希望により地域の借上げアパートに移行し、その大半が地域生活を継続している。
- 2 大規模公園から青テントが大幅に減少した。
- 3 ホームレスの多くは低家賃住宅があれば、地域生活を継続できること、本人の就労意欲と就労支援がマッチングすることにより、アパートを自分で借り、自立できることが立証された。
- 4 23 区内に、月 5 万円以下のアパート物件が多数あり、必要なアパートを確保することができた。

〔課題〕

- 1 一度に多数のホームレスが移行したため、移行直後に、生活支援や就労支援が十分できなかった面がある。
- 2 就労自立が可能という判断だけで、アセスメントが十分でないまま移行したため、自立意欲の薄い移行者もあり、自立率が向上していない状況にある。
- 3 家賃 3 千円で 2 年間住めることに安住し、臨時・日雇い労働から、自立のための常用雇用へのインセンティブが働かない人もいる。

〔今後の方向性〕

- 1 就労意欲・就労能力等、事前に十分なアセスメントが必要である。
- 2 きめ細かなひとり一人の「自立支援計画書」を作成し、より効果的な生活支援、就労支援をしていく必要がある。
- 3 利用者に対し、定期的な通所・状況報告の義務づけをするなど、就労支援を強化していく必要がある。

2 自立支援システム(東京ホームレス白書Ⅱ)

緊急一時保護センターと自立支援センターによる「自立支援システム」を構築し、就労自立を中心としたホームレスへの支援を行っている。

① 緊急一時保護センター

[入退所者の状況]

入所者

- 平均年齢は52歳、60歳以上が24%
- 入所者の48%はホームレス生活 3 ヶ月未満の人である。

退所者

- 47%が就労自立に向けて自立支援センターに移行した。
- 退所者の21%が再利用している。

[成果]

- 1 空腹・傷病等のホームレスを、年平均3150人、19年 1 月末までに延べ13727人を緊急一時保護した。
- 2 厚生施設等が満床状態である中で、「緊急駆け込み寺」として有効に機能している。
- 3 原則1ヶ月の利用期間であるが、就労意欲の高い利用者については、2週間程度で自立支援センターに移行している。

[課題]

- 1 利用率が62%程度であり規模の再検討が必要である。
- 2 自立を目指すためには、同一ブロック内の他区の自立支援センターに移らなければならないが、非効率的になっている。
- 3 センターの設置場所の確保が困難になっている。
- 4 退所者の21%が再利用している。

[今後の方向性]

- 1 緊急一時保護センターの運営規模を見直し、自立支援センターに併設することを検討する。
- 2 再利用の条件の見直しを検討する。

② 自立支援センター

[利用者の状況]

- 就労自立した人は51%
そのうち 民間アパートで自活が2/3
住み込み就労が1/3

[成果]

平成19年 1 月末までに、延べ7057人が利用し、その51%(3619人、年平均700に)が就労自立した。

[課題]

- 1 就労意欲が高くても、以下の要因により安定就労自立につながらないケースもでてくる。
 - ① 常用雇用には保証人が必要であるが、保証人がいないのが大半であり、臨時的雇用により信頼を得て常用雇用を目指すか、安定的な生活になるまで時間がかかる。
 - ② 給与の支払いが就労時から1ヶ月後から1ヶ月半後であり、すぐに民間アパートでの自立生活は困難である。
 - ③ 就労自立すると、就職支度金と一時金が支給されるが、ある程度貯金がないと生活がすぐ破綻する。
 - ④ アパート入居には保証人が必要であり、保証協会での保証には経費がかかる。
 - ⑤ 多重債務など法律相談等により解決を図るが、2ヶ月での解決は困難である。
- 2 常用雇用されても、職場での人間関係を構築することができず、相談相手も少なく、退職してしまうことがある。また、センターのアフターケアを拒否する人もいる。
- 3 センターの設置場所の確保が困難になってきている。

[今後の方向性]

- 1 就労自立支援を強化することを検討する。
- 2 就労自立を確実に継続するために、地域で生活しながらの訓練の仕組みを検討する。また、職場の人間関係の相談や一定の貯蓄奨励など、訪問、通所の義務付けなどにより、就労を継続するための支援を充実するよう検討する。

3 巡回相談事業(東京ホームレス白書Ⅱ)

平成 18 年度から新規に開始した

- ① 自立促進に向けたアウトリーチの充実
- ② 巡回相談ブロックセンターを緊急一時保護センターに併設し、主任相談員・非常勤相談員を配置している。
- ③ 巡回相談の実施計画を作成し、相談員 2 名で巡回相談を実施している。
- ④ 平成 18 年 12 月までの実績は
延べ相談人数 2774 人

生活保護	103 人
緊急一時保護センター入所	49 人
福祉事務所の応急援護など	76 人

[今後の方向性]

- 1 引き続き事業を継続していく
- 2 長期化・高齢化また精神疾患等を抱えるホームレスに対する対応として医療機関との連携を強化する方向性を検討する。
- 3 巡回相談センター機能の充実を検討する。

[新宿区単独事業]

1 拠点相談事業 (とまりぎ)

平成 18 年度から新規に開始した。

[相談状況]

- 延べで18年度7906人・19年度9782人・20年度9360人である。
- 20年度の各種相談の状況は、生活保護503件・病氣3065件・緊急一時1136件・年金208件・借金148件・法律90件・就労2631件・住宅120件である。

[成果]

- 1 生活保護適用以外に、相談者の状況に応じたきめ細かな自立への支援が行われている。
- 2 相談者によっては継続的な自立への支援が行われている。
- 3 相談所を連絡先として、就労や住宅・年金の確保など様々な支援に結びついている。

[課題]

- 1 区市レベルでは唯一のホームレスの総合相談機能であるため、近隣自治体からも相談者が集中する傾向にある。
- 2 路上生活が長期化した人、未経験な人など様々な態様の相談者に対し、十分な相談と資源への結びつけに困難性が増している。
- 3 区の委託事業として行っているため、施設面や財源面での制約が大きい。

[今後の方向性]

- 1 広域的な対応が図られるよう、都区共同事業として実施の方向を検討する。
- 2 支援団体等の相談事業への参加を促進するために、事業助成制度などの財政支援策を検討する。

2 自立支援ホーム

平成 19 年度から区委託事業として新規に開始した。支援団体が借り上げるアパートに原則 3 ヶ月を限度に入所させ、生活・就労指導を行い転宅資金を貯蓄させ、アパート生活での自立を促進する。

[入所者の状況]

21 年 3 月末までに	
入所者	28 人
アパートでの自立生活移行者	12 人
自主退所者	4 人
生活保護適用者	0 人
その他	8 人

[成果]

- 1 路上生活が短く(無く)就労意欲があり一定の収入がある人に対する早期の自立には効果的である。
- 2 年金収入があれば就労収入が少なくても、路上生活に至ることなくアパート転宅が容易である。

[課題]

- 1 同室者との問題で途中退所する人がいる。
- 2 給料日までの生活資金の確保

[今後の方向性]

- 1 今後とも事業は継続していく
- 2 個々の事情に応じたきめ細かな相談、支援を行う。

3 給食宿泊場所の確保（新大久保寮）

法外援護として民間宿泊所を借り上げ緊急一時保護施設として利用する。

[入所者の状況]

21年度は 3514 床利用、利用期間は 1 週間だが、自立支援システムや厚生施設待機、生活保護開始決定待ちなどにより、利用期間が長くなる傾向にある。また、現在は常に満床状態にある。

[成果]

- 1 一時的なシェルターとして機能を果たしている。**
- 2 病状や生活状況の把握に効果的である。**
- 3 他団体との連携により緊急対応が図られている。**

[課題]

- 1 常に満床状態でありベッド確保に困難を極めている。**
- 2 施設環境面から入所を拒否する事例がある。**
- 3 入所後の生活指導等が十分でない。**

[今後の方向性]

- 1 法外の施設として事業を継続するが、施設面や入所後の生活指導等改善すべき課題は多い。**

4 宿泊所等入所者相談援助事業（スープの会）

比較的高齢なホームレスを入所させ、介護保険や自立支援法などの他法他施策を活用しケアを行い、地域での生活を支援する。

[入所者の状況]

- 1 単身生活が不可能であるが、見守りがあれば地域での生活が可能な高齢者を対象としている。**
- 2 土日・夜間等、緊急対応が必要な人を対象としている。**

〔成果〕

- 1 見守りの必要な高齢者に対し、金銭管理等の生活支援を行うことにより継続的な自立への支援が行われている。
- 2 住民登録を行うことにより、地域での他法他施策の活用が可能になる。

〔課題〕

- 1 施設面から ADL の低下した利用者には対応できない場合がある。
- 2 対象者・利用期間など施設の位置づけを、他の同様な施設と比較・検証し制度化に向けた検討をする必要がある。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き事業は継続する。
- 2 他の類似施設と同様、制度化に向けた検討を進める。

5 地域生活安定促進事

生活保護を受給している元ホームレスで、宿泊所からアパートへの転宅、また、アパート生活を維持することができるよう訪問を中心に支援する。

〔利用者の状況〕

平成 20 年度				
新規依頼件数	344人			
事業利用修了者数	142人	3月末現在	202人	

〔成果〕

- 1 宿泊所から居宅生活への支援に十分な効果を挙げている。
- 2 きめ細かな訪問を通じてアパート確保の障害や他法他施策の活用など地域生活に必要な各種調査・確認を行っている。
- 3 事業利用者を中心に平成 20 年度の居宅移管は 155 件である。

〔課題〕

- 1 居宅生活移行への支援に合わせて、居宅生活後の継続的な支援が必要である。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き事業を継続する。
- 2 現在の事業内容に加え、居宅生活継続支援を拡充する。